



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

66	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
67	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	2
68	保安林予定森林	(").....	2
69	保安林の指定施業要件変更予定	(").....	2
70	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(").....	3
71	道路の区域変更	(道路保全課).....	3
72	道路の供用開始	(").....	3
73	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	4
74	"	(").....	4

○ 公告

	使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦	(労働政策課).....	6
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課).....	7
	県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブの指定管理者の指定	(教育委員会).....	7

告 示

和歌山県告示第66号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成30年2月13日まで縦覧に供する。

平成30年1月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 申請年月日
平成30年1月11日
- 名称
特定非営利活動法人JCファミリー
- 代表者の氏名
洪京淑
- 主たる事務所の所在地
和歌山県和歌山市新堺丁12 宮本ビル1階
- 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県下及び周辺県に居住する子どもや貧困な人、定職につけない人、外国人、外国からの留学生等に対する支援活動を通じて、各人の権利、生活の擁護更に地域の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第67号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

平成30年1月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 西牟婁郡上富田町生馬字十林3234の126、3234の128
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第68号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年1月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町下露字洞ノ谷1378（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第69号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年1月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第70号

平成29年和歌山県告示第1448号（以下「告示第1448号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年1月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

可野忠宏

可野謙二

可野徳之

可野基明

新家正男

松本土

中林勝彦

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1448号のとおり

和歌山県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年1月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町鎌滝字恩徳439番1地内	旧	13.99 } 15.47	40.29	
同上	新	15.87 } 18.02	40.29	

和歌山県告示第72号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年1月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町鎌滝字恩徳439番1地内

供用開始の期日 平成30年1月23日

和歌山県告示第73号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年1月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

大崎2（1-301-1-003）、大崎川右支浜（1-301-1-007）、南山谷川（1-301-1-008）、大崎（1）（I-608）、大崎（4）（I-617）、大崎・大崎（2）（I-3503）、大崎・大崎（I-3504）、大崎（7）（I-3505）、大崎（3）（I-3522）、奥谷（I-3530）、大崎（9）（I-3546）、大崎（10）（I-3639）、大崎（304）（III-1202）、大崎（308）（III-1206）、大崎（101）（I-90039）、大崎（103）（I-90040）、大崎（104）（I-90041）、大崎（102）（II-90165）

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

大崎3（1-301-1-005）、大崎川右支浜（1-301-1-006）

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第74号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年1月23日

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

日高川右支溪(5-384-1-008)、沖野川左支溪(5-384-2-007)、小屋口谷(5-385-2-042)、日高川左支溪(5-385-2-050)、日高川左支溪(5-385-2-051)、日高川左支溪(5-385-2-052)、日高川左支溪(5-385-2-053)、日高川左支溪(5-385-2-054)、江川右支溪(5-384-1-025)、江川左支溪(5-384-1-034)、江川左支溪(5-384-1-035)、江川左支溪(5-384-1-036)、江川右支溪(5-384-2-027)、江川右支溪(5-384-2-028)、江川右支溪(5-384-2-030)、江川左支溪(5-384-2-040)、江川左支溪(5-384-2-050)、江川左支溪(5-384-2-051)、伊藤川右支溪(5-384-1-020)、伊藤川右支溪(5-384-1-021)、伊藤川右支溪(5-384-1-022)、伊藤川左支溪(5-384-1-023)、伊藤川左支溪(5-384-2-022)、土井谷(5-385-2-035)、葛谷(5-386-2-022)、井戸の谷(5-386-2-023)、初湯川右支溪(5-386-2-024)、初湯川左支溪(5-386-2-025)、初湯川左支溪(5-386-2-026)、初湯川左支溪(5-386-2-027)、初湯川右支溪(5-386-2-028)、中谷(5-386-2-052)、早藤2(Ⅱ-4188)、早藤3(Ⅱ-4189)、早藤4(Ⅱ-4192)、早藤(101)(Ⅰ-50186)、早藤(102)(Ⅱ-50323)、早藤(103)(Ⅱ-50324)、早藤(104)(Ⅱ-50325)、船津岡本4(Ⅲ-2609)、船津(101)(Ⅰ-50187)、船津(102)(Ⅰ-50188)、船津(103)(Ⅱ-50326)、船津(104)(Ⅱ-50327)、船津(105)(Ⅱ-50328)、下老星(Ⅱ-4367)、下老星(Ⅱ-4368)、下老星(Ⅱ-4370)、老星2・老星(Ⅱ-4375)、上老星(Ⅱ-4377)、上老星(Ⅱ-4378)、老星3(Ⅲ-2619)、高畑(Ⅰ-989)、胡桃谷(Ⅰ-991)、下江川(Ⅰ-992)、江川(Ⅰ-2282)、重家(Ⅰ-3967)、江川(Ⅰ-3976)、江川2(Ⅰ-3977)、江川3(Ⅰ-3978)、江川下江川(Ⅰ-3979)、江川4(Ⅰ-3980)、和佐5(Ⅱ-4248)、江川10(Ⅱ-4250)、江川14(Ⅱ-4251)、和佐6(Ⅱ-4252)、和佐7(Ⅱ-4253)、江川15(Ⅱ-4254)、江川16(Ⅱ-4256)、和佐下和佐8(Ⅱ-4260)、江川下江川4(Ⅱ-4261)、江川5(Ⅱ-4263)、江川6(Ⅱ-4264)、江川7(Ⅱ-4265)、江川8(Ⅱ-4266)、江川9(Ⅱ-4267)、江川11(Ⅱ-4272)、江川12(Ⅱ-4274)、江川13(Ⅱ-4275)、江川17(Ⅲ-2593)、江川18(Ⅲ-2594)、江川19(Ⅲ-2596)、江川20(Ⅲ-2599)、江川(101)(Ⅱ-50259)、江川(102)(Ⅱ-50260)、江川(103)(Ⅱ-50261)、江川(104)(Ⅱ-50262)、江川(105)(Ⅱ-50263)、三十木(Ⅰ-1045)、伊藤川1(Ⅱ-4197)、伊藤川2(Ⅱ-4198)、伊藤川3(Ⅱ-4199)、伊藤川4(Ⅱ-4200)、伊藤川5(Ⅱ-4201)、伊藤川6(Ⅱ-4202)、伊藤川7(Ⅱ-4203)、伊藤川8(Ⅱ-4205)、三十木2(Ⅱ-4325)、伊藤川(101)(Ⅱ-50302)、伊藤川(102)(Ⅱ-50303)、伊藤川(103)(Ⅱ-50304)、三十木(101)(Ⅱ-50305)、三十木(102)(Ⅱ-50306)、追谷(Ⅰ-1078)、橋渡(Ⅰ-1080)、門(Ⅰ-1081)、橋渡(Ⅰ-1084)、垣内原(Ⅰ-1085)、和田1(Ⅰ-1087)、高津尾(110)(Ⅰ-50197)、高津尾(111)(Ⅰ-50198)、上初湯川(101)(Ⅰ-50199)、上初湯川(102)(Ⅰ-50200)、上初湯川針(Ⅱ-4393)、中谷(Ⅱ-4396)、上初湯川中庄1(Ⅱ-4397)、上初湯川中庄2(Ⅱ-4398)、上初湯川中庄3(Ⅱ-4399)、上初湯川中庄4(Ⅱ-4400)、上初湯川中庄7(Ⅱ-4401)、上初湯川中庄5(Ⅱ-4402)、上初湯川中庄6(Ⅱ-4403)、上初湯川1(Ⅱ-4404)、上初湯川2(Ⅱ-4405)、上初湯川葛谷1(Ⅱ-4406)、上初湯川葛谷2(Ⅱ-4407)、上初湯川岡田1(Ⅱ-4411)、葛谷(Ⅱ-4412)、上初湯川岡田2(Ⅱ-4413)、入谷(Ⅱ-4414)、上初湯川岡田3(Ⅱ-4417)、上初湯川妹尾2(Ⅱ-4433)、上初湯川妹尾3(Ⅱ-4435)、高津尾(112)(Ⅱ-50332)、高津尾(113)(Ⅱ-50333)、高津尾(114)(Ⅱ-50334)、高津尾(115)(Ⅱ-50335)、高津尾(116)(Ⅱ-50336)、高津尾(117)(Ⅱ-50337)、高津尾(118)(Ⅱ-50338)、高津尾(119)(Ⅱ-50339)、高津尾(120)(Ⅱ-50340)、上初湯川(103)(Ⅱ-50341)、上初湯川(105)(Ⅱ-50343)、上初湯川(106)(Ⅱ-50344)、上初湯川葛谷3(Ⅲ-2621)、上初湯川葛谷4(Ⅲ-2622)、本郷(Ⅰ-1022)、広瀬(Ⅰ-1024)、滝尻(Ⅰ-1025)、尾曾(Ⅰ-1028)、中木(Ⅰ-1030)、伊佐ノ川(Ⅰ-2289)、高

津尾(101)(I-50190)、高津尾(102)(I-50191)、高津尾(103)(I-50192)、高津尾(104)(I-50193)、高津尾(105)(I-50194)、高津尾(106)(I-50195)、高津尾(107)(I-50196)、高津尾八軒道1(II-4307)、高津尾八軒道2(II-4309)、高津尾八軒道3(II-4310)、高津尾八軒道4(II-4311)、高津尾伊左の川1(II-4312)、高津尾伊佐の川2(II-4313)、高津尾伊左の川3(II-4315)、高津尾伊左の川4(II-4316)、高津尾伊左の川5(II-4317)、高津尾伊左の川6(II-4318)、高津尾伊左の川7(II-4319)、高津尾広瀬1(II-4327)、高津尾広瀬2(II-4329)、高津尾広瀬3(II-4330)、高津尾広瀬4(II-4332)、高津尾本郷(II-4335)、高津尾小原(II-4340)、高津尾尾曾1(II-4342)、高津尾尾曾2(II-4345)、高津尾尾曾3(II-4348)、高津尾中木(II-4350)、八軒道(II-4376)、高津尾(108)(II-50330)、高津尾(109)(II-50331)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

江川右支溪(5-384-2-026)、老星(101)(II-50329)、上初湯川(104)(II-50342)、上初湯川(107)(II-50345)、上初湯川(108)(II-50346)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公 告

和歌山県労働委員会現委員の任期満了に伴い、労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の12第3項の規定により次期委員を任命するため、労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求める。

平成30年1月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 推薦資格を有する者

(1) 使用者委員の候補者を推薦する資格を有する者は、和歌山県内のみに組織を有し、主として労働問題に関する事務をその事務とする使用者団体又は業務の主要な部分として労働問題を取り扱う使用者団体とする。

(2) 労働者委員の候補者を推薦する資格を有する者は、和歌山県内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であることを和歌山県労働委員会が証明した労働組合とする。

2 推薦される者の資格

次の各号のいずれかに該当する者は、使用者委員又は労働者委員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、国会法（昭和22年法律第79号）等の規定によって兼職禁止等の制限を受ける者

3 推薦方法

- (1) 使用者団体は、別に定める推薦書を提出すること。
- (2) 労働組合は、別に定める推薦書に労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の和歌山県労働委員会の証明書を添付し、提出すること。

4 推薦書の提出期間

平成30年1月23日から同年2月23日までの午前9時から午後5時までとする。ただし、和歌山県の休日を含める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。

5 推薦書提出先

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年1月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画公園（8・5・1号和歌山公園）

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

公 告

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第86号）第8条第1項の規定により、県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブの指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年1月23日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

1 指定管理者 公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団

和歌山県和歌山市手平二丁目1番2号

2 指定の期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで